

STOP

THE

暴力



[平成 28 年度改訂版]

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

内閣府 男女共同参画局



はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難な女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。こうした認識の下、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

その後、平成16年6月に第一次改正、さらに平成19年7月には第二次改正、さらに平成25年6月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）と改められ、平成26年1月に施行されました。

このパンフレットでは、法律の概要を始め、これまでの法の施行状況や最近の調査結果を掲載するなど「配偶者暴力防止法」についてわかりやすく解説いたしました。

配偶者からの暴力でお悩みの方や行政担当者の方々など幅広くご活用いただければ幸いです。

平成29年3月

(内閣府)配偶者からの暴力被害者支援情報サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

支援の流れ

暴力を受けた

身体に対する
暴力又は生命
等に対する脅
迫に限る

4ページ

5ページ

6ページ

相談したい

加害者が
逃げたいと
ころに

引き離して
ほしい

警察

配偶者暴力相談
支援センター

婦人相談所

申立書の作成

配偶者からの暴力又は脅迫を受けた
状況などのほか、配偶者暴力相談支
援センターや警察の職員に相談した
事実等があれば、その事実等を記載。
(配偶者暴力相談支援センターや警
察に相談していない場合は、公証人
役場で認証を受けた書類を添付)

地方裁判所

保護命令発令

加害者

命令に違反すれば、1年以下の
懲役又は100万円以下の罰金

一時保護

(民間シェルター等への委託を含む)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)

1 公布及び施行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）
- 平成16年6月2日改正法公布、平成16年12月2日改正法施行
- 平成19年7月11日改正法公布、平成20年1月11日改正法施行
- 平成25年7月3日改正法公布、平成26年1月3日改正法施行

2 法律の概要

(1) 法律の対象

「配偶者からの暴力」

- 「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事に入ることを含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。
- 「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を指します。なお、保護命令に関する規定等については、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみを対象としています。
- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活を営んでいない者を除きます。）からの暴力について、この法律を準用することとされています。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

(2) 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の機能を果たしています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにするよう努めます。

- 支援センターの具体的な業務
 - ① 相談又は相談機関の紹介
 - ② カウンセリング
 - ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から、一定の基準を満たす者に委託して行うこととなっています。）
 - ④ 被害者の自立生活促進のための就業促進、住宅確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
 - ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
 - ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- 支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団体との連携に努めます。

(3) 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚の者及び元配偶者を含みます。）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」と「電話等禁止命令」があります。生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられます。

- 被害者への接近禁止命令⇒加害者に、被害者の身辺へのつきまとい、又は被害者の住居、勤務先などの付近のはいかいを6か月間禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 電話等禁止命令⇒（被害者本人のみ）被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せてその生命又は身体に危害が加られることを防止するため、加害者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為もしてはならないことを命ずるもの。
 - ① 面会の要求
 - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
 - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑤ 夜間(午後10時～午前6時)の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
 - ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
 - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図面の送付等
- 被害者の子又は親族等への接近禁止命令⇒被害者への接近禁止命令の発令の要件がある場合で、被害者が子又は親族等に関して加害者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときに、加害者に、被害者と同居している未成年の子、被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者の身辺へのつきまといなどを6か月間（被害者への接近禁止命令が発令されている間に限る。）禁止するもの。再度の申立ても可能。
- 退去命令⇒加害者に、2か月間、被害者と共に住む住居からの退去及び当該住居付近のはいかいの禁止を命ずるもの。再度の申立てができる場合もある。
保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
また、保護命令が発令された場合、裁判所から被害者の住所を管轄する警察と被害者が相談等をした支援センターに、その旨及びその内容について通知されます。

(4) 基本方針、基本計画の策定等

- 被害者の自立支援を含む国及び地方公共団体の責務
- 主務大臣による基本方針及び都道府県による基本計画の策定
- 市町村による基本計画策定の努力義務
- 配偶者からの暴力を発見した者による通報等
- 警察本部長等の援助
- 福祉事務所による自立支援
- 支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関等による被害者の保護のための連携協力
- 関係機関による苦情の適切かつ迅速な処理
- 職務関係者に対する研修（被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。）
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進
- 民間団体に対する援助

配偶者からの暴力

いろいろな形態
があります。

配偶者

男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者※も含まれます。

※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合。

※生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も含まれる。

暴力

身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力※も含まれます。

※保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象。

相談

いろいろな機関で相談を行っています。

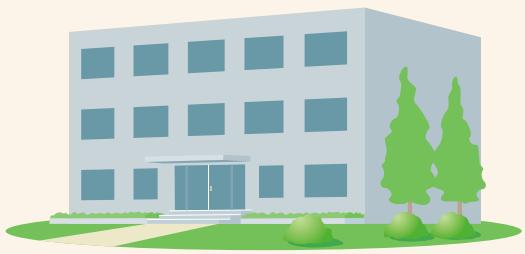
配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

また、市町村の支援センターもあります。

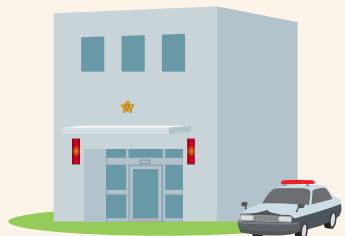
- ①相談又は相談機関の紹介
- ②カウンセリング
- ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保
及び一時保護
- ④被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての
情報提供その他の援助

※①～⑥のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は、
支援センターによって異なります。



警察

被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・
対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。



一時保護

》 とりあえず加害者から逃れたい。

各都道府県に必ず1つ設置されています。

婦人相談所

各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。

(一時保護は、民間シェルター等に委託されることもあります。)



自立支援

》 自立して生活がしたい。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターでは、自立支援のための様々な情報を提供しています。

○就業の促進

職業紹介、職業訓練等に関する情報提供

○住宅の確保

公営住宅等に関する情報提供

○援 護

生活保護、児童扶養手当の受給等に関する情報提供



保護命令



加害者が近寄ってこないようにしたい。

◆引き離してほしい

裁判所に申し立てると、加害者に対し、保護命令が出されます。

※更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに限ります。

保護命令は以下の種類があります。

被害者への接近禁止命令

加害者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月です。



被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月^(※2)です。

※1 対象は

- 1.被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- 2.被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者です。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等が禁止されます。

期間は6か月^(※3)です。

※3 対象者は被害者本人のみです。また、被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

退去命令

加害者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月です。

事実婚の場合の申立てや元配偶者に対する申立て、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手に対する申立てもできます。
命令に違反すれば、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。

保護命令の申立て

地方裁判所に
申立てをします。

◆ 申立て

申立書には、

- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる事情
- 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(同居の子どもへの接近禁止命令を申し立てる場合)
- 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情(親族等への接近禁止命令を申し立てる場合)
- 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

を記載します。

※詳細は配偶者暴力相談支援センター等にご相談下さい。

配偶者暴力相談支援
センターや警察に相談
していない場合は?

暴力等を受けた状況などを記載した
書面を作成の上、公証人役場に行き、
書面の認証を受け、その書面を申立
書に添付します。



※**公証人:**公正証書の作成、定款や私署証書(私文書)の認証などを行う公務員です。業務は公証人役場で行っていますが、詳しくは最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

手数料:公証人による認証についての手数料の額は11,000円です。

通 報

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。

(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)



国や地方公共団体は

○主務大臣*による基本方針及び都道府県による基本計画の策定

*内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣

○市町村による基本計画策定の努力義務

○職務関係者に対し必要な研修等を行うこと(被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することを含みます。)

○教育及び広報啓発に努めること

○調査研究の推進に努めること

○人材の養成及び資質の向上に努めること

○民間団体の援助に努めること

などとなっています。

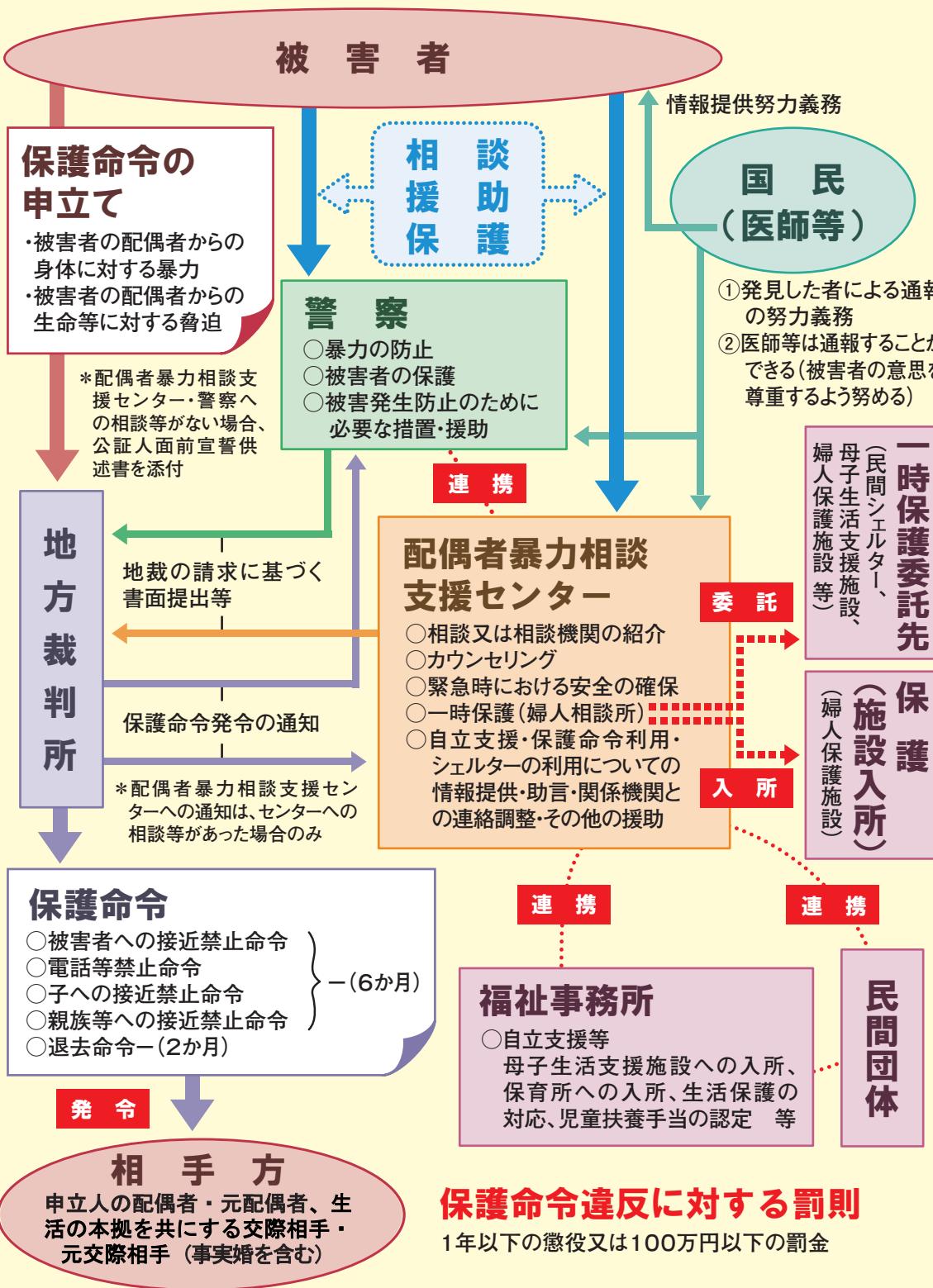


関係機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関は、被害者の保護のため、相互に連携を図ります。

◆ 配偶者暴力防止法の概要（チャート）

配偶者暴力防止法の概要（チャート）



国や地方公共団体は…

- 主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣）による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定（市町村については努力義務）

配偶者暴力防止法の施行状況

1

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設数 全国に271箇所設置（平成28年11月現在報告状況）

※各施設の連絡先は巻末をご参照ください。

2

配偶者からの暴力に関する相談件数

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

	総数	女性		男性	
		（割合）		（割合）	
平成21年度	72,792件	72,086件	(99.0%)	706件	(1.0%)
平成22年度	77,334件	76,613件	(99.1%)	721件	(0.9%)
平成23年度	82,099件	81,075件	(98.8%)	1,024件	(1.2%)
平成24年度	89,490件	88,425件	(98.8%)	1,065件	(1.2%)
平成25年度	99,961件	98,384件	(98.4%)	1,577件	(1.6%)
平成26年度	102,963件	101,339件	(98.4%)	1,624件	(1.6%)
平成27年度	111,630件	109,629件	(98.2%)	2,001件	(1.8%)

※内閣府の調査によります。

（2）警察における対応件数

平成21年	28,158件
平成22年	33,852件
平成23年	34,329件
平成24年	43,950件
平成25年	49,533件
平成26年	59,072件
平成27年	63,141件

相談者は
圧倒的に女性

※1 警察庁の調査によります。

2 対応件数とは、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数をいいます。

3

婦人相談所における一時保護された女性の人数

	要保護女子（同伴家族）	うち夫等の暴力を理由とする者
平成20年度	6,613人（5,532人）	4,666人（70.6%）
平成21年度	6,625人（5,535人）	4,681人（70.7%）
平成22年度	6,357人（5,509人）	4,579人（72.0%）
平成23年度	6,059人（5,187人）	4,312人（71.2%）
平成24年度	6,189人（5,376人）	4,373人（70.7%）
平成25年度	6,125人（5,498人）	4,366人（71.3%）
平成26年度	5,808人（5,274人）	4,143人（71.3%）

※1 厚生労働省の調査によります。

2 一時保護委託分を含みます。

4

配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況

(1) 処理件数等

(単位:件)

新受件数 総数	既済件数 総数	認容(保護命令発令)件数	(1) 被害者に関する保護命令のみ発令された場合												却下 取下げ等				
			(2) 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合			(3) 「子への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)			(4) 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合((2)以外)										
うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るものの うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの			①接近禁止命令・電話等禁止命令	②接近禁止命令	③接近禁止命令・電話等	④接近禁止命令のみ	⑤退去命令のみ	⑥電話等禁止命令(事後発令)	①令と被害者への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令	②事後的な子への接近禁止命令	①令と同時	②止命令	①被害者への接近禁止命令	②被害者への接近禁止命令	①令と同時	②近事後的な親族等への接			
平成20年総数	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21年総数	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22年総数	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23年総数	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
平成24年総数	3,144	3,152	827	2,482	630	146	13	427	78	7	1	556	1	970	7	272	4	166	504
平成25年総数	2,992	2,984	749	2,312	563	123	14	391	72	3	0	534	0	941	4	227	3	172	500
平成26年総数	3,121	3,125	742	2,528	584	119	25	431	75	7	1	545	2	1,002	4	311	6	161	436
平成27年総数	2,958	2,970	765	2,400	604	128	19	415	68	2	0	510	0	970	2	281	5	139	431

※1 「認容」には、一部認容の事案を含みます。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含みます。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含みます。

2 配偶者暴力防止法の改正より、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設されました。

これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令されます(表の(2)、(3)、(4)のそれぞれ①が前者、①の⑥、②、③、④のそれぞれ②が後者です。)。

3 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数です。

(2) 平均審理期間

認容された保護命令事件の平均審理期間
(平成13年10月から平成28年12月まで)



12.8日

※1 最高裁判所の調査によります。

5

配偶者による殺人、傷害並びに暴行事件の検挙件数

	殺 人	傷 害	暴 行
平成19年	117/179件 (65.4%)	1,294/1,353件 (95.6%)	671/707件 (94.9%)
平成20年	107/192件 (55.7%)	1,255/1,346件 (93.2%)	870/933件 (93.2%)
平成21年	126/200件 (63.0%)	1,268/1,339件 (94.7%)	975/1,045件 (93.3%)
平成22年	99/152件 (65.1%)	1,212/1,282件 (94.5%)	1,013/1,082件 (93.6%)
平成23年	114/184件 (62.0%)	1,437/1,523件 (94.4%)	1,376/1,452件 (94.8%)
平成24年	89/158件 (56.3%)	1,325/1,415件 (93.6%)	1,415/1,518件 (93.2%)
平成25年	93/153件 (60.8%)	2,060/2,183件 (94.4%)	1,996/2,121件 (94.1%)
平成26年	106/155件 (68.4%)	2,015/2,154件 (93.5%)	1,999/2,135件 (93.6%)
平成27年	82/147件 (55.8%)	2,503/2,652件 (94.4%)	3,500/3,743件 (93.5%)

※1 警察庁の調査によります。

2 分母は総検挙件数、分子は総検挙件数のうち夫を検挙した件数(%)はその率)です。

3 配偶者には内縁関係にある者を含みます。

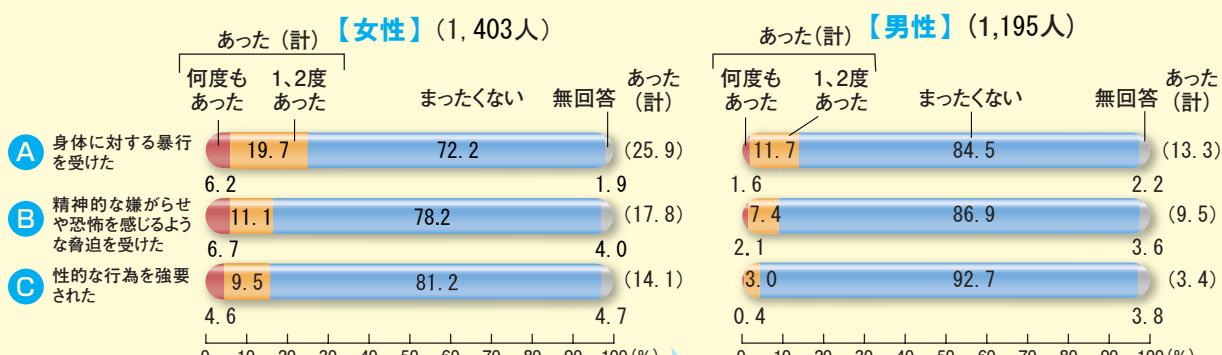
4 本表は犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。

傷害、暴行の被害者の
ほとんどが女性

多くの女性が配偶者等から被害を受けています。

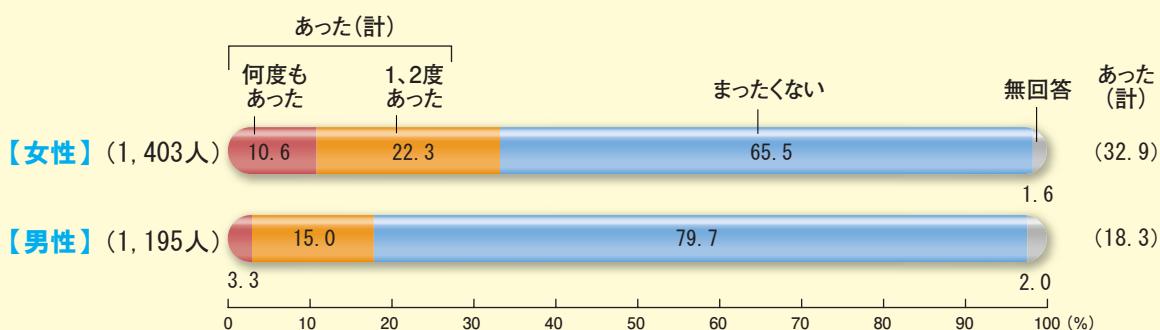
「男女間における暴力に関する調査」結果より (平成24年4月公表 内閣府)

● 配偶者からの被害経験



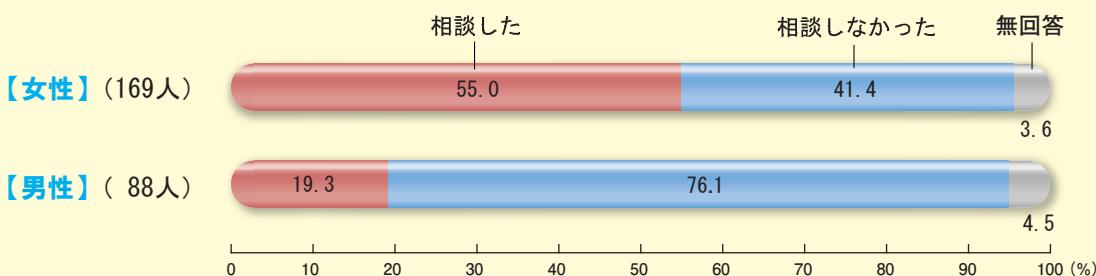
女性の約4人に1人が身体的暴行を受けている

● 配偶者からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



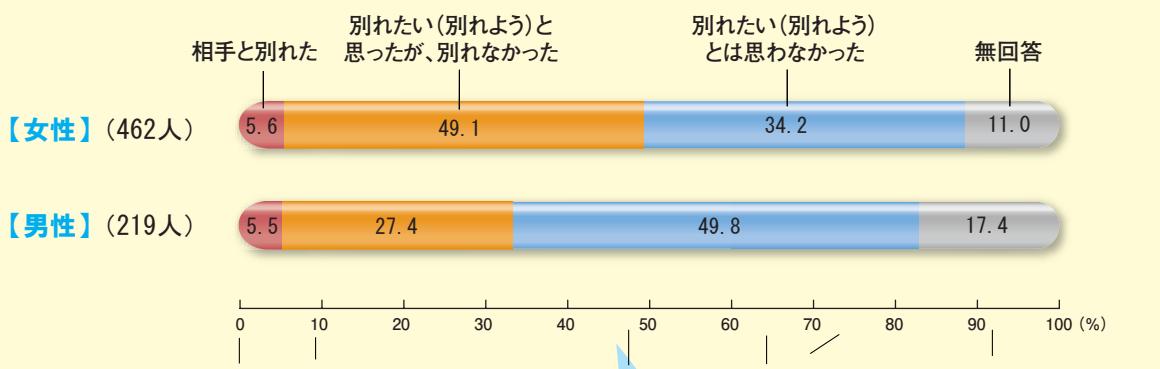
女性の約10人に1人が配偶者からの被害を何度も受けている

● 配偶者からの被害の相談の有無



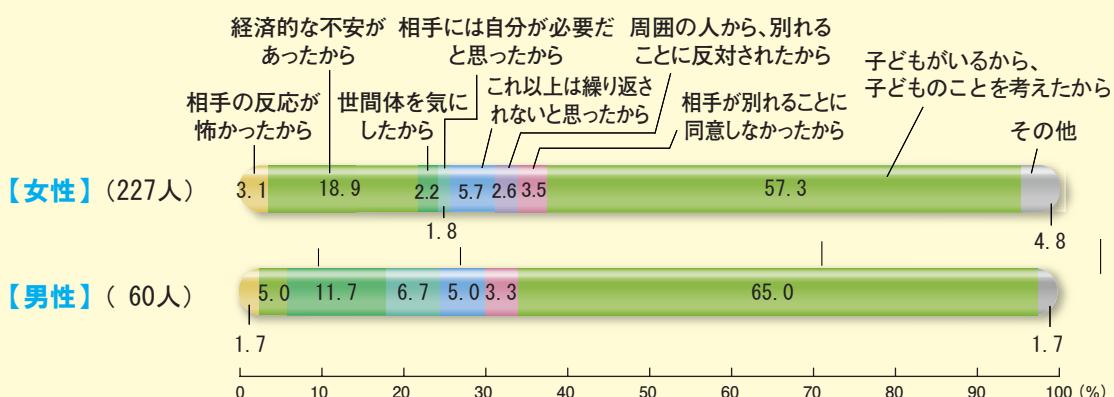
被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない

● 配偶者から被害を受けたときの行動



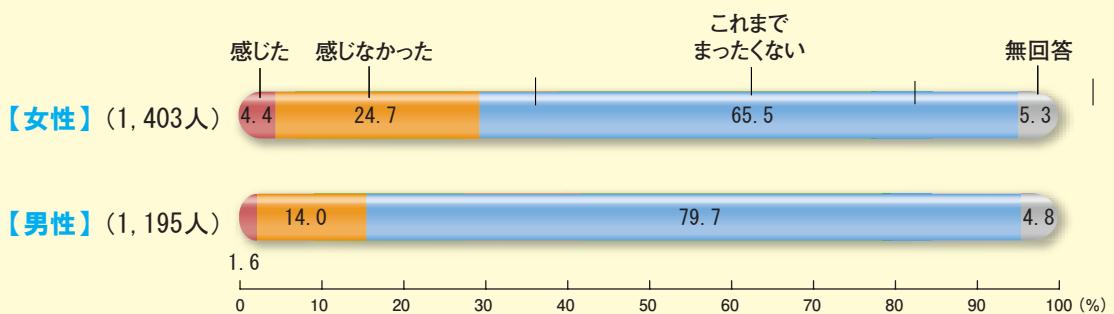
「別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかつた」と回答した人は男性より女性が多い

● 別れなかつた理由



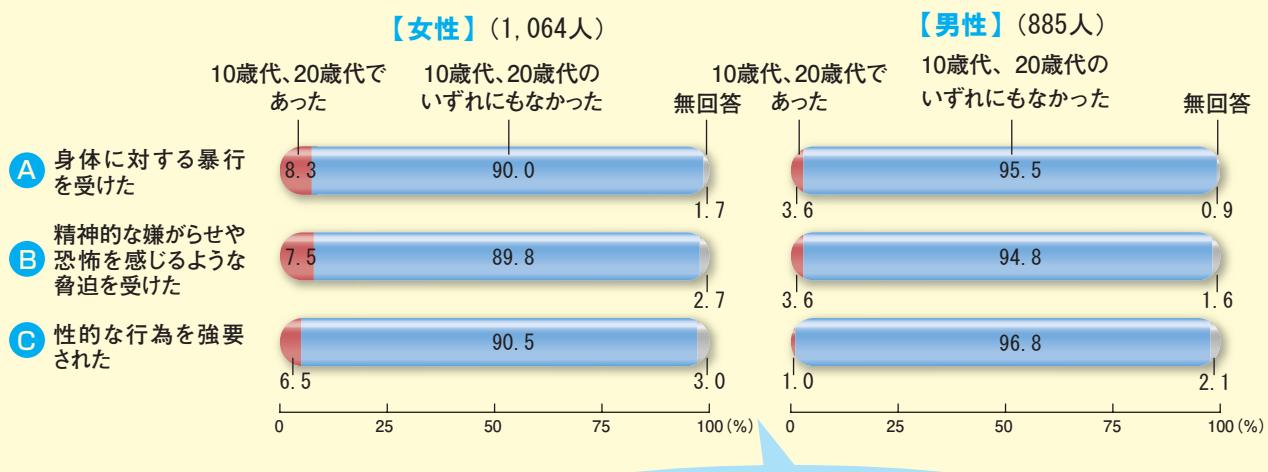
「子どもがいるから、子どものことを考えたから」が男女とも最も多い

● 命の危険を感じた経験

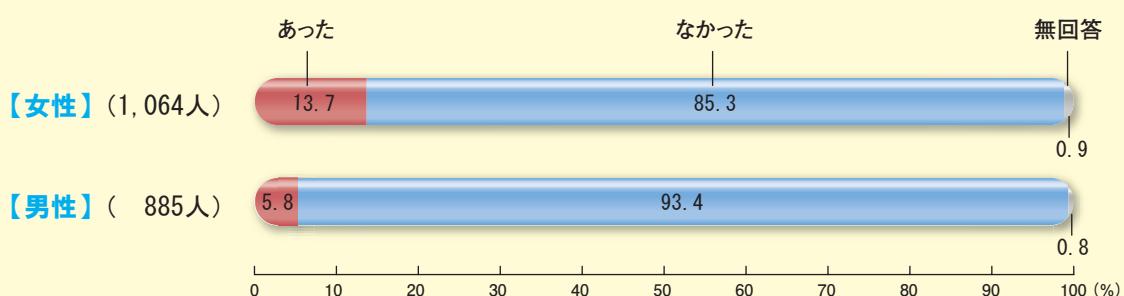


女性の約20人に1人が配偶者からの暴力で命の危険を感じたことがある

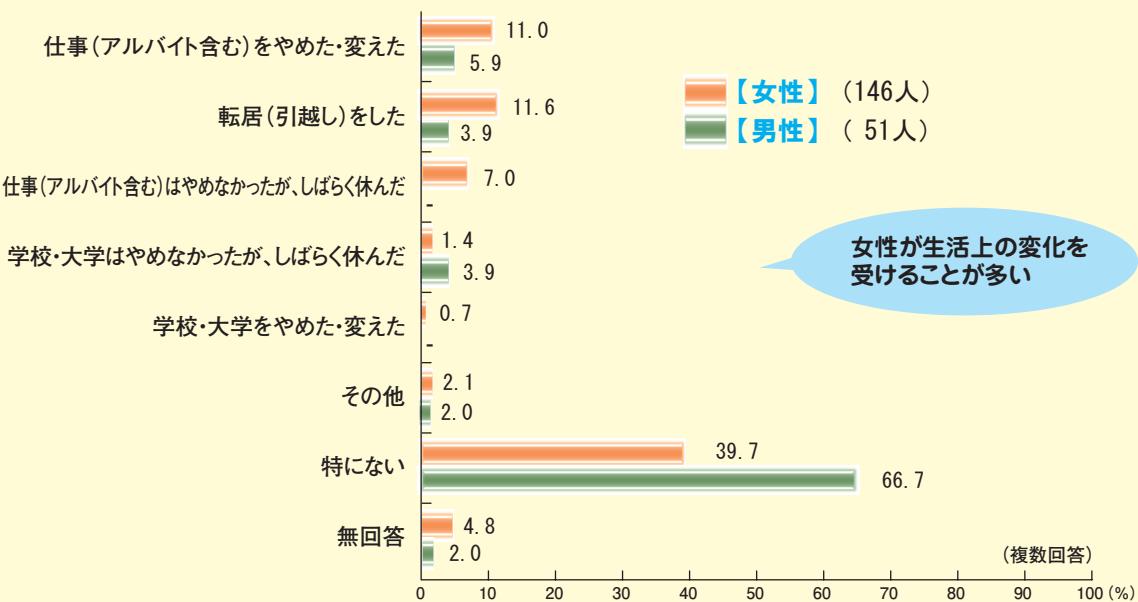
● 交際相手からの被害経験



● 交際相手からA、B、Cのいずれかの行為を1つでも受けたことがある



● 交際相手からの被害を受けしたことによる生活の変化





男女共同参画

内閣府 男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111(大代表)

ホームページ : <http://www.gender.go.jp/>